

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について ..... 1
- 平成 24 年度変更事業計画及び予算について ..... 3
- 平成 25 年度事業計画及び予算について ..... 3
- 平成 25 年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる  
平均給料額について..... 4

公告第 2 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 25 年 2 月 27 日招集の第 148 回組合会において議決されたので公告する。

平成 25 年 2 月 27 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 久保田 勝 士

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 35 条第 1 項第 5 号から第 7 号までを削る。

第 36 条第 1 項中「25,000 円」の次に「(地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)」を加え、同条第 2 項中「地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）」を「施行令」に改め、「50,000 円」の次に「(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000 円)」を加え、同項ただし書中「21,000 円」を「25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)」に、「25,000 円未満」を「25,000 円（上位所得者又

はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円) 未満」に、「25,000 円を加えた額」を「25,000 円 (上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円) を加えた額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「25,000 円」の次に「(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)」を加え、「支給しない」を「これを支給しない」に改める。

第 37 条を次のように改める。

#### 第 37 条 削除

第 37 条の 2 及び第 37 条の 3 を削る。

第 40 条第 1 項 (一) の表中「1,000 分の 2.25」を「1,000 分の 1.90」に改め、同項 (二) の表中「1,000 分の 1.80」を「1,000 分の 1.52」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 24 年度」を「平成 25 年度」に、「1,830 円」を「1,885 円」に改める。

附則第 2 項の表中「1,000 分の 1.80」を「1,000 分の 1.52」に改める。

附則第 8 項中「25,000 円」の次に「(上位所得者に係るものにあつては、50,000 円)」を加える。

附則第 9 項中「50,000 円」の次に「(上位所得者に係るものにあつては、100,000 円)」を加え、同項ただし書中「21,000 円」を「25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円)」に、「25,000 円未満」を「25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 未満」に、「25,000 円を加えた額」を「25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) を加えた額」に改める。

#### 附 則

- 1 この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 8 項及び第 9 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 1 項、第 36 条の 2 第 1 項及び附則第 8 項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	33,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	41,000 円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 2 項本文及び附則第 9 項本文の規定を適用する場合には、これらの規定中「100,000 円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第 36 条第 2 項ただし書及び附則第 9 項ただし書の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	66,000 円	33,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	82,000 円	41,000 円

- 5 平成 25 年 3 月 31 日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金、入院附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第 40 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

### 公告第 3 号

#### 平成 24 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 24 年度変更事業計画及び予算については、平成 25 年 2 月 27 日招集の第 148 回組合会において議決されたので公告する。

平成 25 年 2 月 27 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 久保田 勝 士

### 公告第 4 号

#### 平成 25 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 25 年度事業計画及び予算については、平成 25 年 2 月 27 日招集の第 148 回組合会において議決されたので公告する。

平成 25 年 2 月 27 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 久保田 勝 士

公告第 5 号

平成 25 年度における任意継続掛金の標準となる額の  
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成 25 年度における地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 48 条第 3 項第 2 号の規定による額は、320,000 円である。

平成 25 年 2 月 27 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 久保田 勝 士